

利尻礼文サロベツ国立公園

公園計画書

令和3年10月29日

環境省

目次

1	基本方針.....	1
2	規制計画.....	4
	(1) 保護規制計画.....	4
	ア 特別地域.....	4
	(ア) 特別保護地区.....	5
	(イ) 第1種特別地域.....	9
	(ウ) 第2種特別地域.....	12
	(エ) 第3種特別地域.....	15
	イ 海域公園地区.....	18
	ウ 関連事項.....	19
	(ア) 採取等規制植物.....	19
	(イ) 普通地域.....	25
	エ 面積内訳.....	26
3	事業計画.....	28
	(1) 施設計画.....	28
	ア 保護施設計画.....	28
	イ 利用施設計画.....	29
	(ア) 単独施設.....	29
	(イ) 道路.....	31
	a 車道.....	31
	b 歩道.....	32
4	参考事項.....	33
	(1) 過去の経緯.....	33
	別添 供覧用総括図	

1 基本方針

利尻礼文サロベツ国立公園は、北海道北部に位置する利尻島、礼文島、及びサロベツ地域から成り立つ地域であり、昭和49年に指定された国立公園である。利尻山の火山地形、礼文島の高山植物群落や海食崖、サロベツ地域の稚咲内等の湖沼を含む砂丘林や湿原植生が広がる雄大な自然景観が特徴で、登山、高山植物探勝、湿原の景観探勝、冬期のスキー等、原生的な自然景観を活かした利用が中心となっている。一方、利尻山山頂部では土壌流出による登山道の損傷、礼文島ではササの増加による高山植物群落の衰退、サロベツ地域では湿原の乾燥化に伴う湿性植物の衰退等、本公園の重要な景観要素の保全が懸念される事象も確認されており、利尻山では登山道の保全事業、礼文島ではササの試験伐採を伴う植生復元、サロベツ地域では自然再生事業により地下水位の低下を抑制し湿原環境の再生を図るなど、様々な取組が実施されているところである。

以上の自然的・社会的状況を踏まえながら当該国立公園の風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画及び関連事項

(ア) 特別地域

ア) 特別保護地区

以下に該当し良好な自然景観を維持している地域については、特別保護地区として厳正に景観を保護する。

- ① 利尻山山頂部の鋭い岩稜と特有の植物を含む高山植物群落
- ② 礼文島西海岸の海食崖と低標高地に分布する寒地性高山植物群落
- ③ 稚咲内海岸の優美な天然林と数多くの湖沼を含む砂丘林
- ④ サロベツ原野の泥炭分布と湿性植物群落、ガンカモ類の重要な渡り中継地となっているパンケ沼一帯

イ) 第1種特別地域

以下に該当し特別保護地区に準ずる景観を有する地域については、第1種特別地域として現在の風致を極力維持する。

- ① 利尻山山頂部周辺の亜高山帯及び姫沼
- ② 礼文島北西部の海驢島及びスコトン岬一帯
- ③ サロベツ湿原特別保護地区周辺及び泥炭採掘跡地周辺

ウ) 第2種特別地域

以下に該当する地域については、第2種特別地域として現在の風致を維持するとともに、特に農林漁業活動については努めて調整を図る。

- ① 利尻島のオタトマリ沼、ポン山一帯、杓形岬、杓形森林公園及び利尻山旧道一帯
- ② 礼文岳北側、澄海岬一帯
- ③ 抜海海岸、サロベツ原野のうち道道稚内天塩線の稚内市

エ) 第3種特別地域

酪農をはじめとする通常の農林漁業活動が風致の維持に大きな影響を及ぼすおそれがない地域については、第3種特別地域とする。

オ) 海域公園地区

以下に該当し、良好な海域景観を維持している地域については、海域公園地区として厳正に景観を保護する。

- ①南北 20km に渡って豪壮な海食崖や奇岩が続く礼文島西海岸
- ②海食崖と利尻山の一体となった景観を眺望できる利尻島ポンモシリ

(イ) 関連事項

ア) 普通地域

海域公園地区を除いた海域及び漁港区域を普通地域とする。

(2) 事業計画

ア 利用施設計画

(ア) 単独施設

公園の利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追加する。また、現計画のうち事業執行されていないもので今後とも整備の可能性が低いものについては、計画から削除する。

(イ) 道路(車道・歩道)

- ①公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追加する。
- ②現計画のうち、既に整備されている路線については、その目的及び利用状況等に応じて再編成する。
- ③現計画のうち、整備されていない路線で、今後とも整備の可能性及び必要性が低いものについては、計画から削除する。

(ウ) 園地

- ①公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては計画を追加する。
- ②現計画のうち、すでに整備されているが、位置及び名称の変更が必要な園地については、その目的及び利用状況等に応じて再編成する。
- ③現計画のうち、未だ整備されていない園地で、今後とも整備の可能性及び必要性が低いものについては、計画から削除する。

(エ) 舟遊場

- ①公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追加する。

②現計画のうち、未だ整備されていない舟遊場で、今後とも整備の可能性及び必要性が低いものについては、計画から削除する。

(オ) 係留施設

現計画のうち、未だ整備されていない係留施設で、今後とも整備の可能性及び必要性が低いものについては、計画から削除する。

(カ) 野営場

- ①公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては計画を追加する。
- ②現計画のうち、未だ整備されてない野営場で、今後とも整備の可能性及び必要性が低いものについては、計画から削除する。

(キ) 避難小屋

現計画のうち、未だ整備されていない避難小屋で、今後とも整備の可能性及び必要性が低いものについては、計画から削除する。

(ク) 博物展示施設

- ①現計画のうち、すでに整備されているが、名称の変更が必要な博物展示施設については、その目的及び利用状況等に応じて変更する。
- ②現計画のうち、未だ整備されていない博物展示施設で、今後とも整備の可能性及び必要性が低いものについて、計画から削除する。

イ 保護施設計画

(ア) 植生復元施設

保護上必要性が認められ、施設整備が見込まれるものについては、計画を追加する。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
北海道	稚内市内 国有林宗谷森林管理署59林班から61林班までの全部 稚内市 大字抜海村の一部	1,624 $\left(\begin{array}{l} \text{国 } 758 \\ \text{公 } 54 \\ \text{私 } 812 \end{array} \right)$
	天塩郡幌延町内 国有林宗谷森林管理署174林班から176林班までの全部 天塩郡幌延町 字浜里及び字下沼の各一部	3,764 $\left(\begin{array}{l} \text{国 } 2,514 \\ \text{公 } 739 \\ \text{私 } 511 \end{array} \right)$
	天塩郡豊富町内 国有林宗谷森林管理署169林班から173林班の全部 天塩郡豊富町 字上サロベツの一部	6,017 $\left(\begin{array}{l} \text{国 } 4,527 \\ \text{公 } 470 \\ \text{私 } 1,020 \end{array} \right)$
	礼文郡礼文町内 国有林宗谷森林管理署129林班、130林班、134林班から 136林班まで、140林班、141林班、143林班から148林班 まで、及び158林班から164林班までの全部並びに156林 班の一部 礼文郡礼文町 大字船泊村及び大字香深村の各一部	4,396 $\left(\begin{array}{l} \text{国 } 4,168 \\ \text{公 } 13 \\ \text{私 } 215 \end{array} \right)$
	利尻郡利尻町内 国有林宗谷森林管理署108林班、114林班及び115林班の 全部並びに109林班から113林班まで及び116林班から117 林班までの各一部 利尻郡利尻町 沓形及び仙法志の各一部	3,258 $\left(\begin{array}{l} \text{国 } 3,012 \\ \text{公 } 161 \\ \text{私 } 85 \end{array} \right)$

	利尻郡利尻富士町内 国有林宗谷森林管理署104林班から107林班まで、120林班及び121林班までの全部並びに101林班から103林班まで、118林班、119林班、122林班、123林班の各一部 利尻郡利尻富士町 鷺泊及び鬼脇の各一部	5,298 <table style="border: none;"> <tr><td style="font-size: 2em;">(</td><td>国</td><td>5,045</td><td>)</td></tr> <tr><td></td><td>公</td><td>87</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>私</td><td>166</td><td></td></tr> </table>	(国	5,045)		公	87			私	166	
(国	5,045)											
	公	87												
	私	166												
合 計		24,357 <table style="border: none;"> <tr><td style="font-size: 2em;">(</td><td>国</td><td>20,224</td><td>)</td></tr> <tr><td></td><td>公</td><td>1,524</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>私</td><td>2,809</td><td></td></tr> </table>	(国	20,224)		公	1,524			私	2,809	
(国	20,224)											
	公	1,524												
	私	2,809												

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表2：特別保護地区総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)												
北海道	稚内市内 国有林宗谷森林管理署 60 林班の全部	163 <table style="border: none;"> <tr><td style="font-size: 2em;">(</td><td>国</td><td>—</td><td>)</td></tr> <tr><td></td><td>公</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>私</td><td>—</td><td></td></tr> </table>	(国	—)		公	—			私	—	
	(国	—)										
		公	—											
		私	—											
天塩郡幌延町内 国有林宗谷森林管理署 174 林班の全部、175 林班及び 176 林班の一部	2,504 <table style="border: none;"> <tr><td style="font-size: 2em;">(</td><td>国</td><td>—</td><td>)</td></tr> <tr><td></td><td>公</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>私</td><td>—</td><td></td></tr> </table>	(国	—)		公	—			私	—		
(国	—)											
	公	—												
	私	—												
天塩郡幌延町 字浜里及び字下沼の一部														
天塩郡豊富町内 国有林宗谷森林管理署 169 林班、170 林班、172 林班、 173 林班の各全部、及び 171 林班の一部	2,529 <table style="border: none;"> <tr><td style="font-size: 2em;">(</td><td>国</td><td>—</td><td>)</td></tr> <tr><td></td><td>公</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>私</td><td>—</td><td></td></tr> </table>	(国	—)		公	—			私	—		
(国	—)											
	公	—												
	私	—												
天塩郡豊富町 字上サロベツの一部														

都道府県名	区域	面積 (ha)
	<p>礼文郡礼文町内</p> <p>国有林宗谷森林管理署 161 林班、162 林班の各全部、及び 129 林班、130 林班、141 林班、145 林班、146 林班、160 林班、164 林班の各一部</p> <p>礼文郡礼文町</p> <p>大字船泊村字カムイアバトマリ、字メシコタイ、字タンネトンナイ、字タネトンナイ、字ササトマリ、字アナマ、字ヘフマツセの各全部及び字レフタトマリ、字メシクニ、字ウエンナイの各一部、並びに同町大字香深村字モトチ、字チャツコマリの各一部</p>	<p>1, 203</p> <p>(国 —) (公 —) (私 —)</p>
	<p>利尻郡利尻町内</p> <p>国有林宗谷森林管理署 108 林班から 117 林班までの各一部</p>	<p>1, 204</p> <p>(国 —) (公 —) (私 —)</p>
	<p>利尻郡利尻富士町内</p> <p>国有林宗谷森林管理署 101 林班から 107 林班まで、及び 118 林班から 123 林班までの各一部</p>	<p>1, 963</p> <p>(国 —) (公 —) (私 —)</p>
	<p>合計</p>	<p>9, 566</p> <p>(国 —) (公 —) (私 —)</p>

(表3：特別保護地区内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
海岸砂丘林	稚内市内 国有林宗谷森林管理署 60 林班の全部 天塩郡幌延町内 国有林宗谷森林管理署 174 林班の全部、175 林班及び 176 林班の一部 天塩郡豊富町内 国有林宗谷森林管理署 169 林班、170 林班、172 林班、 173 林班の各全部、及び 171 林班の一部	稚内内海岸を中心に沿って形成された砂丘及びその周 辺に発達した湖沼群とそれらを取り囲むように発達し たミズナラ、ナラガシワの風衝林、トドマツ、エゾイタ ヤカエデなどの針広混交林が生育し優れた景観を呈す る地区である。	3,264 〔 国 ー 公 ー 私 ー 〕
下サロベツ	天塩郡幌延町 字浜里及び字下沼の一部	パンケ沼、長沼などの湖沼のほか、サロベツ湿原を特徴 付けるミズゴケ類及び矮性低木類で構成した高層湿原 からなる広大かつ優れた景観を呈する地区である。	1,056 〔 国 ー 公 ー 私 ー 〕
上サロベツ	天塩郡豊富町 字上サロベツの一部	円山南部に広がる本国最大級を誇る高層湿原で、このほ かに地下水位に応じて中間湿原、低層湿原が見られ、こ れらの湿原はガンカモ・ハクチョウ類等、渡り鳥の主要 なルートや中継地として重要であることから、ラムサー ー ル条約湿地にも登録されている。 生物多様性が非常に豊かな場所であるとともに広大 かつ優れた景観を呈する地区である。	876 〔 国 ー 公 ー 私 ー 〕

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
礼文島	礼文郡礼文町内 国有林宗谷森林管理署 161 林班、162 林班の各全部、及び 129 林班、130 林班、141 林班、145 林班、146 林班、160 林班、164 林班の各一部 礼文郡礼文町 大字船泊村字カムイアバトマリ、字メシコタイ、字タ ンネトンナイ、字タネトンナイ、字ササトマリ、字ア ナマ、字ヘフマツセの各全部及び字レフタマリ、字 メシクニ、字ウエンナイの各一部、並びに同町大字香 深村字モトチ、字チャットコマリの各一部	礼文島西海岸及び礼文岳頂上部を含む部分で、南北延長 13km にわたり形成された荘厳な海食崖とそれによる非 対称山稜が連続している。海食崖の台上にはレブミアツ モリソウ、レブソウ、レブソウ等々の固有種をはじめとす る北方系の高山植物群落が成立し広大な自然景観を呈 する地区である。	1,203 〔 国 ー 公 ー 私 ー 〕
利尻島	利尻郡利尻町内 国有林宗谷森林管理署 108 林班から 117 林班までの 各一部 利尻郡利尻富士町内 国有林宗谷森林管理署 101 林班から 107 林班まで、 及び 118 林班から 123 林班までの各一部	利尻山中腹部から頂上部に掛けての部分で標高 500m か ら山頂の 1721m にいたる利尻山の核心部をなす部分で ある。成層火山である利尻山の中腹以上は放射状の谷が 刻み込まれ、特に頂上南西方は急峻な尾根が発達し、標 高 1200m 以上では、リシリヒナゲシ、リシリアザミ等の 固有種をはじめ随所に壮麗なお花畑を構成した優れた 山岳景観を呈する地区である。	3,167 〔 国 ー 公 ー 私 ー 〕
合計			9,566 〔 国 ー 公 ー 私 ー 〕

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
北海道	天塩郡幌延町内 国有林宗谷森林管理署 175 林班、176 林班の各一部 天塩郡幌延町 字浜里及び字下沼の各一部	602 (国 —) (公 —) (私 —)
	天塩郡豊富町内 字上サロベツの一部	224 (国 —) (公 —) (私 —)
	礼文郡礼文町内 国有林宗谷森林管理署 159 林班の全部 礼文郡礼文町 大字船泊村字トドジマの全部、及び字スコトントマリ、 字レタリヲタ、字ヤンベヲマナイ、字ベシトカリ、字 ションナイホの一部	311 (国 —) (公 —) (私 —)
	利尻郡利尻町内 国有林宗谷森林管理署 108 林班から 117 林班までの 各一部	855 (国 —) (公 —) (私 —)
	利尻郡利尻富士町内 国有林宗谷森林管理署 101 林班から 107 林班まで、及び 118 林班から 123 林班までの各一部 北海道利尻郡利尻富士町鴛泊の一部	895 (国 —) (公 —) (私 —)
	合計	2,887 (国 —) (公 —) (私 —)

(表5：第1種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
海岸砂丘林	天塩郡幌延町内 国有林宗谷森林管理署 175 林班、176 林班の各一部	主要公園利用道路(車道)である稚内天塩線の沿線を中心とした部分で海岸に沿って形成された砂丘とハマニシク、エゾカンゾウ、ハマナスなどいっしょに原生花園とよばれる砂丘草原からミズナラ、ナラガシラの風衝林、一部にトドマツ、エゾイタヤカエデなどの針広混交林が点在する優れた風致を呈する地区である。	243 〔 国 公 私 〕
下サロベツ	天塩郡幌延町内 国有林宗谷森林管理署 175 林班、176 林班の各一部 北海道天塩郡幌延町 字浜里及び字下沼の各一部	サロベツ湿原を特徴付けるミズゴケ類及び矮性低木類で構成した高層湿原からなる広大かつ優れた風致を呈する地区である。	360 〔 国 公 私 〕
上サロベツ	天塩郡豊富町 字上サロベツの一部	主要公園利用道路(車道)である円山稚咲内線の南側沿線を中心とした高層湿原からなる広大かつ優れた風致を呈する地区である。	224 〔 国 公 私 〕
礼文島	礼文郡礼文町内 国有林宗谷森林管理署 108 林班から 117 林班までの各一部	礼文島北西の端部にあたるスコトン岬から基部までの部分であり、海食崖と丘陵地形があいまいした優れた風致を呈する地区である。	311 〔 国 公 私 〕

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
利尻島	利尻郡利尻町内 国有林宗谷森林管理署 108 林班から 117 林班までの各一部 利尻郡利尻富士町内 国有林宗谷森林管理署 101 林班から 107 林班及び 118 林班から 123 林班までの各一部 利尻郡利尻富士町 駕泊の一部	利尻山を中心とした中腹部標高 300m から 500m の利尻山麓部分である。トドマツを中心とした針葉樹林のほか、爆裂火口跡である姫沼があり、優れた亜高山帯の風致を呈する地区である。	1,749 (国 ー ー ー) (公 ー ー ー) (私 ー ー ー)
合計			2,887 (国 ー ー ー) (公 ー ー ー) (私 ー ー ー)

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
北海道	稚内市内 国有林宗谷森林管理署 59 林班、61 林班の全部	1,436 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕
	稚内市 大字抜海村メメナイの全部、及び字クトネベツ、字バックカイ、字ユーチ、字ユークル、字オネトマナイ、字エサシオマナイの各一部、並びに大字稚内村字キタウケナイの一部	
	天塩郡幌延町内 国有林宗谷森林管理署 176 林班の一部	118 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕
	天塩郡幌延町 字浜里	
	天塩郡豊富町 字上サロベツの一部	143 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕
	礼文郡礼文町内 国有林宗谷森林管理署 144 林班、147 林班の全部、141 林班、145 林班、146 林班の各一部	536 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕
	礼文郡礼文町 大字船泊村字ニシウエントマリ並びに同町大字香深村字モトチの一部	
利尻郡利尻町内 国有林宗谷森林管理署 114 林班、115 林班の各一部	398 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕	
利尻郡利尻町 杓形字富野、字富士見町の各一部並びに同町仙法志字御崎の一部		
利尻郡利尻富士町内 国有林宗谷森林管理署 104 林班、105 林班、120 林班、121 林班の各一部	707 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕	
利尻郡利尻富士町 鴛泊字港町、字富士野の各一部、並びに同町鬼脇字金崎、字沼浦の一部		
	合計	3,363 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕

(表7：第2種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
海岸砂丘林	稚内市内 国有林宗谷森林管理署 59 林班、61 林班の全部 稚内市 大字抜海村メメナイの全部、及び字クトネベツ、 字バツカイ、字ユウチ、字ユウクル、字オネトマナ イ、字エサシオマナイの各一部、並びに同市大字稚 内村字キタウケナイの一部	主要公園利用道路(車道)である稚内天塩線の沿線を中心とした部分で海岸に沿って形成された砂丘及びその周辺に発達した湖沼群とハマニンニク、エゾカンゾウ、ハマナスなどが生育する砂丘草原からミズナラ、ナラガシワの風衝林、一部にトドマツ、エゾイタヤカエデなどの針広混交林が生育する自然景観を呈する地区である。	1,526 〔 国 一 一 一 〕 〔 公 一 一 一 〕 〔 私 一 一 一 〕
下サロベツ	天塩郡幌延町内 国有林宗谷森林管理署 176 林班の一部 天塩郡幌延町 字浜里及び字下沼の一部	主要公園利用道路(車道)である下サロベツ原野線の沿線を中心とした高層湿原からなる広大な自然景観を呈する地区である。	58 〔 国 一 一 一 〕 〔 公 一 一 一 〕 〔 私 一 一 一 〕
上サロベツ	天塩郡豊富町 字上サロベツの一部	主要公園利用道路(車道)である円山稚咲内線の南側沿線を中心とした高層湿原からなる広大かつ優れた風致を呈する地区である。	139 〔 国 一 一 一 〕 〔 公 一 一 一 〕 〔 私 一 一 一 〕
礼文島	礼文郡礼文町内 国有林宗谷森林管理署 144 林班、147 林班の全部、 141 林班、145 林班、146 林班の各一部 礼文郡礼文町 大字船泊村字ニシウエントマリ並びに同町大字香 深村字モトチの一部	礼文岳を源流とする内路川及び起登臼川の流域部分にあたり、トドマツを中心とする針葉樹林が発達した部分であり、亜高山帯の自然景観を呈する地区である。	536 〔 国 一 一 一 〕 〔 公 一 一 一 〕 〔 私 一 一 一 〕

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
利尻島	利尻郡利尻町内 国有林宗谷森林管理署 114 林班、115 林班の各一部 利尻郡利尻富士町内 国有林宗谷森林管理署 104 林班、105 林班、120 林班、121 林班の各一部 利尻郡利尻町 沓形字富野、宇富士見町の各一部並びに同町仙法志字御崎の一部 利尻郡利尻富士町 駕泊字港町、宇富士野の各一部	主要公園利用道路(歩道)である駕泊登山線及び沓形登山線の起点にたる沿線部と沿岸部の主要利用拠点であるオタトマリ沼、ペシ岬、沓形岬、仙法師崎等を含む部分である。利尻山麓部及び海岸部分の自然景観を呈する地区である。	1,105 (国 一) (公 二) (私 一)
合計			3,364 (国 一) (公 二) (私 一)

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
北海道	天塩郡幌延町内 国有林宗谷森林管理署、4175 林班 及び 4176 林班の一部	540 (国 —) (公 —) (私 —)
	天塩郡幌延町 字浜里及び字下沼の一部	
	天塩郡豊富町内 宗谷字上サロベツの一部	3,121 (国 —) (公 —) (私 —)
	礼文郡礼文町内 国有林宗谷森林管理署 134 林班から 136 林班まで、 140 班、143 林班、148 林班、158 林班、163 林班の全部、 及び 129 林班、130 林班、141 林班、156 林班、160 林 班、164 林班の各一部	2,346 (国 —) (公 —) (私 —)
	礼文郡礼文町 北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ、字沼ノ 沢、字テフネク、字ニシウエントマリ、字ウエンナイホ 並びに同町大字香深村字モトチの各一部	
	利尻郡利尻町内 国有林宗谷森林管理署 108 林班、114 林班、115 林班の 各一部	801 (国 —) (公 —) (私 —)
利尻郡利尻富士町内 国有林宗谷森林管理署 104 林班、105 林班、106 林班、 107 林班、120 林班、121 林班の各一部	1,732 (国 —) (公 —) (私 —)	
利尻郡利尻富士町内 字鬼脇の一部		
	合計	8,540 (国 —) (公 —) (私 —)

(表9：第3種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
海岸砂丘林	天塩郡幌延町内 国有林宗谷森林管理署 175 林班、176 林班の各一部 天塩郡幌延町 字浜里及び字下沼の一部	主要公園利用道路(車道)である稚内天塩線の沿線を中心とした部分で海岸に沿って形成された砂丘とハマニシク、エゾカンゾウなどの砂丘草原とミズナラ、ナラガシワの風衝林が点在する地区である。	1,294 〔 国 一 公 一 私 一 〕
下サロベツ	天塩郡幌延町 字浜里及び字下沼の一部	主要公園利用道路(車道)であるパンケ沼線の沿線とパンケ沼南部に高層湿原が残存する地区である。	16 〔 国 一 公 一 私 一 〕
上サロベツ	天塩郡豊富町 字上サロベツの一部	サロベツ原野で相対的に標高が高く湿原に連続する樹林帯である円山のほか、泥炭採掘跡地やパンケ沼北部等の周囲にある高層湿原は自然再生により回復が進んでおり、その復元への遷移が見られる地区である。	2,352 〔 国 一 公 一 私 一 〕
礼文島	礼文郡礼文町内 国有林宗谷森林管理署 134 林班から 136 林班まで、140 班、143 林班、148 林班、158 林班、163 林班の全部及び 129 林班、130 林班、141 林班、156 林班、160 林班、164 林班の各一部 礼文郡礼文町 北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ヲシヨシナイ、字沼ノ沢、字テフネク、字ニシウエントマリ、字ウエンナイホ並びに同町大字香深村字モトチの各一部	主要公園利用道路(歩道)である礼文島縦断線や礼文岳登山線の沿線を中心とした部分で広大な丘陵地となっており、ササ地やトドマツ等の針葉樹林が点在する地区と久種湖を中心とした湖水景観を有する地区である。	2,346 〔 国 一 公 一 私 一 〕

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
利尻島	利尻郡利尻町内 国有林宗谷森林管理署 108 林班、114 林班、115 林班 の各一部 利尻郡利尻富士町内 国有林宗谷森林管理署 104 林班、105 林班、106 林班、 107 林班、120 林班、121 林班の各一部 利尻郡利尻富士町内 字鬼脇の一部	利尻山山麓部の鷺泊、杓形、鬼脇の各地区からの連続し た山岳景観が望める。上部はトドマツ等の針葉樹林で下 部はササ地となっている地区のほか、利尻島では少ない 高層湿原が発達した南浜湿原を有する地区である。	2,532 (国 一) (公 一) (私 一)
合計			8,540 (国 一) (公 一) (私 一)

イ 海域公園地区
(表 10：海域公園地区表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
礼文島西海岸	北海道礼文郡礼文町の地先海面	礼文島の西海岸は豪壮な海食崖地形であり、その高さは 200m 程度、スコトン岬から元地まで南北 20km に渡って奇岩・巨岩が続く特異な景観をしている。沿岸部には昆布、ウニをはじめ、海藻類が豊富に生育している。また、周辺海域の岩礁等にはトド、ゴマフアザラシが休息し、海驢島にはウミウ、ウトウ、オオセグロカモメなどが繁殖しており、周辺海域は採餌場としても重要である。海上からは陸域の海食崖を眺望でき、シーカヤック、釣り等のレクリエーションの場としても重要である。 このため、礼文島西海岸の陸域と海域の景観を一体的に維持するため、海域公園に指定し、保護及び適正な利用を図るもの。	3, 200
利尻島ポンモシリ	北海道利尻郡利尻富土町鷺泊の地先海面	富士野園地の北側に位置するポンモシリ島はウミウ、オオセグロカモメが繁殖しており、周辺海域は採餌場となっている。 夕日ヶ丘及び富士野園地の展望台から望む海岸は海食崖が広がっており、特に夕日ヶ丘は陸域と一帯となった海域を含めて夕日を眺望できる場所である。海上からは陸域の海食崖と利尻山が一体となった景観を眺望でき、シーカヤック、釣り等のレクリエーションの場としても重要である。 このため、ポンモシリ島を含む陸域と海域の景観を一体的に維持するため、海域公園に指定し、保護及び適正な利用を図るもの。	156
合計			3, 356

ウ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を次のとおりとする。

(表 11：採取等規制植物表)

科 名	種 名
ミズゴケ科	ミズゴケ属
ヒカゲノカズラ科	コスギラン（エゾノコスギラン、チシマスギラン）、ヤチスギラン、タカネスギカズラ
ミズニラ科	ヒメミズニラ
イワヒバ科	エゾノヒメクラマゴケ、エゾノヒモカズラ
ハナヤスリ科	ヒメハナワラビ（ヘビノシタ）、ヒロハハナヤスリ
イノモトソウ科	リシリシノブ
イワデンダ科	ミヤマイワデンダ、キタダケデンダ（ヒメデンダ）
オンダ科	ニオイシダ
ウラボシ科	エゾデンダ
マツ科	ハイマツ
ヒノキ科	リシリビャクシン、ハイネズ、ミヤマビャクシン（シンパク）
スイレン科	オゼコウホネ、ネムロコウホネ（ホッカイコウホネを含む）（エゾコウホネ、マンシュウコウホネ）、エゾノヒツジグサ（ヒツジグサ、エゾベニヒツジグサを含む）（エゾヒツジグサ）
ウマノスズクサ科	オクエゾサイシン
サトイモ科	カラフトヒロハテンナンショウ（ヒロハテンナンショウ）、ヒメカイウ（ミズザゼン、ミズイモ）、ヒンジモ
チシマゼキショウ科	チシマゼキショウ（クロミノイワゼキショウ、クロミゼキショウ、リシリゼキショウ）
トチカガミ科	クロモ（クルマモ）、セキシウモ
ホロムイソウ科	ホロムイソウ（ホリソウ）
シバナ科	ホソバノシバナ（ミサキソウ）
アマモ科	オオアマモ
ヒルムシロ科	ホソバヒルムシロ、エゾヤナギモ（アカンコモ）、フトヒルムシロ、センニンモ、ホソバミズヒキモ（イリオモテミズヒキモ）、リュウノヒゲモ
シュロソウ科	リシリソウ、ショウジョウバカマ、エンレイソウ、オオバナノエンレイソウ、シロバナエンレイソウ（ミヤマエンレイソウ）、コバイケイソウ（コバイケイ）
ユリ科	ツバメオモト、クロユリ（エゾクロユリ）、キバナノアマナ（キバナアマナ）、エゾヒメアマナ、クルマユリ（チシマクルマユリ、ホソバクルマユリ、タガイハクルマユリ）、エゾスカシユリ、チシマアマナ（チシマソウ）、ホソバノアマナ（ホソバアマナ）
ラン科	コアニチドリ、ギンラン、ササバギンラン、クゲヌマラン、サイハイラン、ハクサンチドリ、シロバナハクサンチドリ、アオチドリ（ネムロチドリ、タカネアオチドリ、チシマアオチドリ）、イチヨウラン（ヒメヒトハラン）、サワラン（アサヒラン）、コイチヨウラン、カキラン（スズラン）、

	トラキチラン、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、クモキリソウ、スズムシソウ（スズムシラン）、シテックモキリ、ホザキイチヨウラン（ホザキフタバラン）、アリドオシラン、ノビネチドリ、ヒメムヨウラン（コムヨウラン）、フタバラン、エゾサカネラン、ミヤマフタバラン、コケイラン（ヒメケイラン、ヒメコケイラン）、タカネトンボ、ミヤケラン、ミズチドリ（ジャコウチドリ）、エゾチドリ（フタバツレサギ）、オオヤマサギソウ（キラيشュチドリ）、コバノトンボソウ、ホソバノキノチドリ（ツブラトンボソウ）、トキソウ
アヤメ科	ノハナショウブ、カキツバタ、ヒオウギアヤメ
ワスレグサ科	ゼンテイカ（ニッコウキスゲ、エゾゼンテイカ、センダイカンゾウ）
ヒガンバナ科	エゾネギ（ベンテンアサツキ、セイヨウアサツキ）、ヒメエゾネギ、ミヤマラッキョウ（チシマラッキョウを含む）
クサスギカズラ科	スズラン（キミカゲソウ）、タチギボウシ（マルバタチギボウシ、エゾギボウシ）
ガマ科	エゾミクリ、ヒメガマ
ホシクサ科	エゾホシクサ、サロベツホシクサ
イグサ科	ホソコウガイゼキショウ、エゾホソイ（カラフトホソイ、コウライイ、リシリイ）、クモマスズメノヒエ（チシマヌカボシ）、タカネスズメノヒエ
カヤツリグサ科	ウキヤガラ（ヤガラ）、ハクサンスゲ、カブスゲ（クロオスゲ）、クリイロスゲ、ミタケスゲ、ネムロスゲ、ホソバヒカゲスゲ（ヒメヒカゲスゲ）、ヤチスゲ（カラフトヤチスゲ）、エゾノコウボウムギ（エゾコウボウムギ、ホウキエゾノコウボウムギ）、キリガミネスゲ（オニアゼスゲ）、トマリリスゲ（ホロムイスゲ、クロスゲ）、ホソバオゼヌマスゲ、ヤチカワズスゲ（カワズスゲを含む）、タカネハリスゲ（ミガエリスゲ）、ヒロハイッポンスゲ（オオツルスゲ、セイタカツルスゲ）、コウボウシバ、イトヒキスゲ、カラフトイワスゲ、カミカワスゲ（チョウセンアオスゲ）、シオクグ（ハマクグ）、リシリスゲ（マシケスゲ）、シコタンスゲ、イッポンスゲ（シロハリスゲ、ハリタマスゲ）、オノエスゲ（ケオノエスゲ、レブンスゲ）、オオアゼスゲ（エゾアゼスゲ）、ヒロハオゼヌマスゲ（オゼヌマスゲ）、ヌイオスゲ（シロウマヒメスゲ）、シロミノハリイ、サギスゲ、ワタスゲ（スズメノケヤリ）、ミカヅキグサ、オオイヌノハナヒゲ、ヒメワタスゲ（ミヤマサギスゲ）
イネ科	ミヤマヌカボ（ヒメコメススキ）、コミヤマヌカボ、ミヤマハルガヤ、ミヤマノガリヤス、チシマガリヤス、コメススキ（アオコメススキ）、ミヤマウシノケグサ、ウキガヤ、アイアシ（ホソバアイアシ）、ミヤマアワガエリ、ワタゲソモソモ、ヒメカラフトイチゴツナギ、ホソバドジョウツナギ、ハイドジョウツナギ、チシマカニツリ（カニツリススキ）、リシリカニツリ（タカネカニツリ）
ケン科	エゾキケマン、リシリヒナゲシ
メギ科	ナンブソウ、ヒロハノヘビノボラズ、サンカヨウ（キレハサンカヨウ）
キンポウゲ科	カラフトブシ（ケミノカラフトブシ、コカラフトブシ）、エゾトリカブト（ウスバトリカブト、テリハブシ）、リシリ

	<p>ブシ、フタマタイチゲ、エゾノハクサンイチゲ（カラフトセンカソウ、イチリンハクサンイチゲ）、アズマイチゲ（シラゲウラベニイチゲ、オクノアズマイチゲ）、エゾイチゲ、ミヤマオダマキ（リシリオダマキを含む）（ヒメオダマキ）、エゾノリュウキンカ（エゾリュウキンカ）、ミヤマハンショウヅル、クロバナハンショウヅル（エゾハンショウヅル）、ミツバオウレン（カタバミオウレン）、ツクモグサ、ミヤマキンポウゲ（ケナシミヤマキンポウゲ、コリンキンポウゲ）、エゾキンポウゲ、チャボカラマツ、モミジカラマツ（オクモミジカラマツを含む）、ボタンキンバイ（ボタンキンバイソウ）、レブンキンバイソウ</p>
ボタン科	<p>ヤマシャクヤク（ノシャクヤク）、ベニバナヤマシャクヤク</p>
ユキノシタ科	<p>アラシグサ、シコタンソウ、ヒメクモマグサ、ダイヤモンドソウ（ミヤマダイヤモンドソウ、トウホクダイヤモンドソウ、タケシマダイヤモンドソウ）、エゾクロクモソウ（チシマクロクモソウ）、チシマイワブキ、ヤマハナソウ</p>
ベンケイソウ科	<p>ムラサキベンケイソウ（セイタカベンケイソウ）、アオイワレンゲ（コイワレンゲ）、コモチレンゲ（レブンイワレンゲを含む）、イワベンケイ（イワキリンソウ、ナガバノイワベンケイ、イワベンケイソウ）</p>
マメ科	<p>リシリオウギ、カラフトゲンゲ（チシマゲンゲを含む）（オクチシマゲンゲ）、リシリゲンゲ（タカネオウギ）、レブンソウ、センダイハギ</p>
バラ科	<p>クロバナロウゲ（ケクロバナロウゲ）、チョウノスケソウ（ミヤマチングルマ）、ノウゴウイチゴ（ノウゴイチゴ）、コキンバイ（エゾキンバイ）、イワキンバイ（アツバイワキンバイ）、ウラジロキンバイ、チシマザクラ、オオタカネバラ（オオタカネイバラ）、ハマナス（ハマナシ）、ホロムイイチゴ（ヤチイチゴ）、リシリトウウチソウ（オオシロワレモコウ）、チシマワレモコウ、ナガボノシロワレモコウ（ナガボノアカワレモコウ、ナガボノシロワレモコウ）、チングルマ（イワグルマ、チョウカイチングルマ）、ウラジロナナカマド、ミヤマナナカマド（コミヤマナナカマド）、エゾノマルバシモツケ、マルバシモツケ、エゾシモツケ（コエゾシモツケ）、ホザキシモツケ</p>
ヤマモモ科	<p>ヤチヤナギ</p>
ウリ科	<p>ゴキヅル（モミジバゴキヅル、ツタバゴキヅル</p>
ニシキギ科	<p>ウメバチソウ（エゾウメバチソウ）</p>
トウダイグサ科	<p>ノウルシ</p>
ヤナギ科	<p>エゾノタカネヤナギ（イヌマルバヤナギを含む）（マルバヤナギ、オオマルバヤナギ、ホソマルバヤナギ）</p>
スマレ科	<p>キバナノコマノツメ（ケタカネスマレ）、ウスバスマレ、アナマスマレ、アイヌタチツボスマレ</p>
オトギリソウ科	<p>ハイオトギリ（チシマオトギリ）、エゾオトギリ</p>
フウロソウ科	<p>チシマフウロ（エゾタチフウロ、オオフウロ）、ハマフウロ、エゾフウロ</p>
アカバナ科	<p>エゾミズタマソウ、アシボソアカバナ（ナガエアカバナ、エゾミヤマアカバナ）、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ（コ</p>

	アカバナ、リシリアカバナ)、ホソバアカバナ(ヤナギアカバナ)
ウルシ科	タチツタウルシ(リシリツタウルシ)
アブラナ科	リシリハタザオ、ミヤマハタザオ、エゾノイワハタザオ、ヤマガラシ(マルバヤマガラシ、ミヤマガラシ、イブキガラシ、シベリアヤマガラシ、エゾヤマガラシ)、ミヤウチソウ(ホソバコンロンソウ)、アイヌワサビ(アイヌガラシ)、エゾイヌナズナ(シロバナノイヌナズナ、カラフトイヌナズナ、アイヌイヌナズナ)、エゾノイワナズナ、オクエゾナズナ、ハマタイセイ(マタイセイ、ホソバタイセイ、エゾタイセイ)、タカネグンバイ(テンググンバイ、カラフトグンバイ、シヤクシナズナ)
ビャクダン科	カマヤリソウ(ハイカナビキソウ)
タデ科	ヒメイワタデ(チシマヒメイワタデ)、オンタデ(イワタデ)、ウラジロタデ(ウラジロイタドリ、タカネウラジロイタドリ)、エゾイブキトラノオ(イブキトラノオを含む)、ムカゴトラノオ、ジンヨウスイバ(マルバギシギシ)、エゾノミズタデ、タカネスイバ、カラフトノダイオウ(カラフトダイオウ、マルバギシギシ)、ノダイオウ
モウセンゴケ科	ナガバノモウセンゴケ、モウセンゴケ
ナデシコ科	オオバナノミミナグサ(オオバナミミナグサ)、タカネナデシコ、エゾカワラナデシコ、エゾタカネツメクサ(レブンタカネツメクサを含む)(ヌプリポツメクサ)、ホソバツメクサ(コバノツメクサ)、チシマツメクサ、チシママンテマ(カラフトマンテマを含む)、シコタンハコベ(ネムロハコベ)
ミズキ科	ゴゼンタチバナ、エゾゴゼンタチバナ(エゾタチバナ)
ハナシノブ科	カラフトハナシノブ(レブンハナシノブを含む)
サクラソウ科	トチナイソウ(チシマコザクラ)、サクラソウモドキ(カラフトサクラソウモドキ、エゾノサクラソウモドキ、レブンサクラソウモドキ)、コツマトリソウ、ツマトリソウ(オオツマトリソウ)、ウミミドリ(シオマツバ)、ヤナギトラノオ、エゾコザクラ(リシリコザクラ)、レブンコザクラ
イワウメ科	イワウメ
ツツジ科	ヒメシヤクナゲ(ニッコウシヤクナゲ、カラフトヒメシヤクナゲ)、ウラシマツツジ、イワヒゲ(イワナガヒゲ)、ヤチツツジ(ホロムイツツジ)、オオウメガサソウ、ガンコウラン、カラフトイソツツジ(カバフトイソツツジ)、ミネズオウ、シヤクジョウソウ(シヤクジョウバナ)、ギンリョウソウ(マルミノギンリョウソウ、コギンリョウソウ)、エゾノツガザクラ(エゾツガザクラ)、コバノイチャクソウ、ベニバナイチャクソウ、カラフトイチャクソウ、エゾイチャクソウ(チシマイチャクソウ)、ジンヨウイチャクソウ、キバナシヤクナゲ、エゾツツジ(カラフトツツジ)、ヒメツルコケモモ(チョウセンツルコケモモ)、ツルコケモモ、イワツツジ、クロマメノキ(ヒメクロマメノキを含む)、コケモモ(ヒロハコケモモ、オオバコケモモ)
アカネ科	エゾキヌタソウ
リンドウ科	リシリリンドウ(クモマリンドウ、カワカマリンドウ)、タテヤマリンドウ(コミヤマリンドウ)、エゾリンドウ、ホロムイリンドウ、エゾオヤマリンドウ、チシマリンドウ(オ

	トメリンドウ)、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ (ホソバノツルリンドウ)
ムラサキ科	エゾリリムラサキ、スナビキソウ (ハマムラサキ)、ハマベンケイソウ
オオバコ科	スギナモ、ウルップソウ (ハマレンゲ)、キクバクワガタ (シラゲキクバクワガタを含む)、エゾヒメクワガタ (ハクトウクワガタ)
シソ科	ムシャリンドウ (マンシュウムシャリンドウ)、エゾナミキ (エゾナミキソウ、エゾナミキソウ、オオナミキソウ)、イブキジャコウソウ (シロバナイブキジャコウソウを含む) イワジャコウソウ、ナンマンジャコウソウ)
ハマウツボ科	エゾコゴメグサ、エゾノダッタンコゴメグサ (アイヌコゴメグサ)、ハマウツボ (オカウツボ)、エゾヨツバシオガマ (ヨツバシオガマ、レブンシオガマを含む)、ベニシオガマ (リシリシオガマ)、ネムロシオガマ、エゾシオガマ、キヨスミウツボ (キヨズミウツボ)
タヌキモ科	コタヌキモ、ヒメタヌキモ (ナガレヒメタヌキモ、フトヒメタヌキモ、チビヒメタヌキモ)、ヤチコタヌキモ、タヌキモ
キキョウ科	ハクサンシャジン、チシマギキョウ、イワギキョウ、サワギキョウ
ミツガシワ科	ミツガシワ (ミズハンゲ)
キク科	シュムシュノコギリソウ、キタノコギリソウ (ホロマンノコギリソウ)、アカバナエゾノコギリソウ、エゾノコギリソウ (オオバナノコギリソウ)、エゾノチチコグサ、オオウサギギク (カラフトキングルマ)、サマニヨモギ (シロサマニヨモギを含む)、イワヨモギ (カムイヨモギ、マンシュウイワヨモギ)、ヒロハウラジロヨモギ (オオワタヨモギ、カラフトヨモギ)、アサギリソウ、シコタンヨモギ (キクヨモギ)、チシマヨモギ、リシリアザミ、フタマタタンポポ (ヌプリポギク)、エゾムカシヨモギ (エゾノムカシヨモギ、オクムカシヨモギ)、ミヤマアズマギク、エゾウスユキソウ (レブンウスユキソウ)、トウゲブキ (エゾタカラコウ、オニタカラコウ)、カンチコウゾリナ (タカネコウゾリナ)、フォーリーアザミ (フォーリアザミ)、エゾトウヒレン、レブントウヒレン、ナガバキタアザミ (キタアザミ、ユウバリキタアザミ)、フタナミソウ、エゾオグルマ (チシマオグルマ)、ミヤマアキノキリンソウ (アキノキリンソウを含む) (コガネギク)、エゾヨモギギク (エゾノヨモギギク)、ミヤマオグルマ、シカギク
スイカズラ科	エゾヒョウタンボク (オオバブシダマ、オオバエゾヒョウタンボク)、ケヨノミ、クロミノウグイスカグラ、チシマヒョウタンボク、ネムロブシダマ、ベニバナヒョウタンボク、ウコンウツギ、チシマキンレイカ (タカネオミナエシ、タカネキンレイカ)
セリ科	ミヤマトウキ (イワテトウキ、ナンブトウキ)、ホソバノヨロイグサ (エゾノコヨロイグサ)、エゾノヨロイグサ、エゾニュウ、レブンサイコ (チシマサイコ)、エゾノシシウド (エゾノハマウド)、エゾヤマゼンゴ (ウスゲミヤマゼンゴ、エゾヨロイグサ)、カラフトニンジン (ハマセンキュウ)、オオカサモチ (オニカサモチ)、ヌマゼリ (トウヌマ

	ゼリを含む) (サワゼリ)、ヒロハシラネニンジン (ヒロハノシラネニンジン)、シラネニンジン (チシマニンジン)
--	--

(イ) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 12：普通地域表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
北海道	天塩郡豊富町 字上サロベツの一部	42 (国 —) (公 —) (私 —)
	礼文郡礼文町 大字船泊村 字スコトントマリ、字レフタトマリ、字シラハマ、字レタリヲ タ、字ヤンベヲマナイ、字ベシトカリ、字テフネフ、字ニシウエ ントマリ、字メシクニ、字ウエンナイの各一部、並びに同町大字 香深村字モトチ、字チャツコマリの各一部	113 (国 —) (公 —) (私 —)
陸域合計		155
陸域公園区域の地先海面の一部		7,902
合計		8,057 (国 —) (公 —) (私 —)

エ 面積内訳

(表 13：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特別地域											普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)	
地種区分		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域											
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
北海道	土地所有別面積	8,853	353	360	2,667	103	117	1,972	281	1,110	6,615	798	1,127	12	7	136	20,119	1,542	2,851			
	地種区分別面積				2,887			3,364			8,540											
	地域地区別面積	9,566			14,791																	
	地域別面積	24,357											155			24,512			3,356	7,902	11,258	
合計	土地所有別面積	8,853	353	360	2,667	103	117	2,259	281	1,110	7,396	904	1,127	12	7	136	20,119	1,542	2,851			
	地種区分別面積 (比率)				2,887 (11.8)			3,363 (13.7)			8,540 (34.8)											
	地域地区別面積 (比率)	9,566 (39.0)			14,791 (60.3)																	
	地域別面積 (比率)	24,357 (99.4)											155 (0.6)			24,512 (100.0)			3,356	7,902	11,258	

(表 14 : 地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)	海城 公園 地区	普通地域 (海城)	合計 (海城)
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計					
北海道	稚内市	163	0	1,461	0	1,624	0	1,624			
	天塩郡	幌延町	2,504	602	118	540	3,764	0	3,764		
		豊富町	2,529	224	143	3,121	6,017	42	6,059		
	礼文郡	礼文町	1,203	311	536	2,346	4,396	114	4,510		
		利尻郡	利尻町	1,204	855	398	801	3,258	0	3,258	
	利尻富士町		1,963	895	707	1,733	5,299	0	5,298		
合 計		9,566	2,887	3,363	8,541	24,357	155	24,512	3,356	7,902	11,258

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

(表 15：保護施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	自然再生	北海道天塩郡豊富町（上サロベツ）	過去の人間活動の影響等により湿原の乾燥化が進み、湿原植生等の自然環境が損なわれていることから、自然再生のための施設を整備する。	平 15. 8. 20 告示
2	自然再生	北海道天塩郡豊富町（ <small>わかさかひ</small> 権咲内海岸）	過去の人間活動の影響等により海浜植生や湿原植生等の自然環境が損なわれていることから、自然再生のための施設を整備する。	平 15. 8. 20 告示
3	自然再生	北海道天塩郡幌延町及び豊富町（ペンケ沼）	上流からの土砂流入などによりペンケ沼の土砂堆積が進み、抽水植生や周辺の湿原植生、水生動物等の自然環境が損なわれていることから自然再生のための施設を整備する。	平 15. 8. 20 告示
4	自然再生	北海道天塩郡幌延町（下沼）	過去の人間活動の影響や水文環境の変化等により湿原の乾燥化が進み、湿原植生等の自然環境が損なわれているとともに、湖沼の水質や生態系も損なわれていることから、自然再生のための施設を整備する。	平 15. 8. 20 告示
5	植生復元	北海道天塩郡幌延町（浜里海岸）	失われた低木群落、海浜植生及び湿原植生の回復を図る。	平 15. 8. 20 告示
6	植生復元	北海道礼文郡礼文町（ <small>おほなま</small> 大備）	レブミアツモリソウ群生地、柵で囲われ保護されている。今後も個体数回復、安定のためのササ刈り払い、モニタリング等を行う。	新規
7	植生復元	北海道礼文郡礼文町（ <small>てつぷ</small> 鉄府）	レブミアツモリソウ群生地で、柵で囲われ保護されている。今後も個体数回復、安定のためのササ刈り払い、モニタリング等を行う。	新規
8	植生復元	北海道礼文郡礼文町（桃岩）	レブミアツモリソウ、レブキンバイソウ、レブコンゴクラ、レブレンヌキソウ等の多数の固有種が生育する高山植物群落が見られるが、近年、ササ群落が拡大し高山植物群落の衰退が見られることから、ササ刈り払い、モニタリング等を行う。	新規

9	植生復元	北海道利尻郡利尻町及び利尻富士町 (利尻山山頂)	スコリア層の崩落を防止し、高山植生の回復を促す基盤整備を行う。 う。	新規
---	------	-----------------------------	---------------------------------------	----

イ 利用施設計画
(ア) 単独施設
単独施設を次のとおりとする。
(表 16：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
2	園地	北海道礼文郡礼文町(スコトン岬)	展望園地として整備する。	昭49.9.20告示
3	園地	北海道礼文郡礼文町(久種湖)	散策休養園地として整備する。	昭49.9.20告示
4	野営場	北海道礼文郡礼文町(久種湖)	自然とのふれあい利用者のための野営場を整備する。	昭49.9.20告示
5	舟遊場	北海道礼文郡礼文町(久種湖)	久種湖における舟遊びのための施設を整備する。	昭49.9.20告示
6	園地	北海道礼文郡礼文町(西上泊)	展望及び休養園地として整備する。	昭49.9.20告示
7	園地	北海道礼文郡礼文町(桃台猫台)	桃岩、猫岩、地蔵岩等の展望及び休養地として整備する。	新規
10	園地	北海道礼文郡礼文町(桃岩)	散策展望及び休養園地として整備する。	昭49.9.20告示
11	園地	北海道利尻郡利尻富士町(富士野)	展望及び休養園地として整備する。	昭49.9.20告示
12	園地	北海道利尻郡利尻富士町(姫沼)	散策展望及び休養園地として整備する。	昭49.9.20告示
13	避難小屋	北海道利尻郡利尻富士町(長官山)	登山者のための避難小屋として整備する。	昭49.9.20告示
15	園地	北海道利尻郡利尻富士町(オタドマリ沼)	散策休養園地として整備する。	昭49.9.20告示
16	園地	北海道利尻郡利尻町(見返台)	散策休養園地として整備する。	昭49.9.20告示
17	避難小屋	北海道利尻郡利尻町(見晴台)	登山者のための避難小屋として整備する。	昭49.9.20告示
18	園地	北海道利尻郡利尻町(杓形岬)	展望及び休養園地として整備する。	昭49.9.20告示
19	園地	北海道利尻郡利尻町(御崎)	展望及び休養園地として整備する。	昭49.9.20告示
21	園地	北海道天塩郡豊富町(稚咲内)	展望及び休養園地として整備する。	昭49.9.20告示
22	園地	北海道天塩郡幌延町(パンケ沼)	散策展望及び休養園地として整備する。	昭49.9.20告示
23	園地	北海道天塩郡幌延町(下サロベツ原野)	散策展望及び休養園地として整備する。	昭49.9.20告示
24	野営場	北海道利尻郡利尻富士町(利尻北麓)	自然とのふれあい利用者のための野営場を整備する。	昭53.7.18告示

25	園地	北海道稚内市（浜勇知）	展望及び休養園地として整備する。	昭63. 11. 18 告示
26	園地	北海道天塩郡幌延町（浜里）	優れた海浜植生の探勝や、利尻富士を眺望する散策展望園地として整備する。	新規
28	園地	北海道天塩郡豊富町（円山）	サロベツ原生花園の利用拠点として、散策展望及び休養園地として整備する。	平15. 8. 20 告示
29	宿舎	北海道礼文郡礼文町（スコト岬）	礼文島縦断歩道利用者のための宿舎として整備する	平15. 8. 20 告示
30	博物展示	北海道天塩郡幌延町（下サロベツ原野）	下サロベツ原野を散策する利用拠点として、動植物・地形地質等を解説するための博物展示施設を整備する。	新規
31	博物展示	北海道天塩郡豊富町（円山）	上サロベツ原野の利用拠点として、動植物・地形地質等を解説するための博物展示施設を整備する。	平15. 8. 20 告示
33	舟遊場	北海道天塩郡豊富町（開運橋）	カヤック利用等、レクレーションのための施設を整備する。	新規
34	舟遊場	北海道天塩郡幌延町（音類橋）	カヤック利用等、レクレーションのための施設を整備する。	新規
35	園地	北海道礼文郡礼文町（鉄府）	レブンアモリソウ生育地を散策する園地として整備する。	新規
36	野営場	北海道利尻郡利尻町（沓形岬）	夕日や利尻山を望む場所として、自然とのふれあい利用者のための野営場を整備する。	新規
37	野営場	北海道利尻郡利尻町（沓形泉）	利尻町の森林公園として、自然とのふれあい利用者のための野営場を整備する。	新規
38	園地	北海道利尻郡利尻富士町（ペシ岬）	利尻山等を鑑賞する展望園地として整備する。	新規
39	園地	北海道利尻郡利尻富士町（南浜湿原）	湿原を散策する園地として整備する。	新規

(イ) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 17 : 道路 (車道) 表)

番 号	路 線 名	区 間	主要経過地	整 備 方 針	告示年月日
1	須古屯西上泊線	起点—北海道礼文郡礼文町 (須古屯) 終点—北海道礼文郡礼文町 (浜中・国立公園境界) 終点—北海道礼文郡礼文町 (江戸屋・車道分岐点) 起点—北海道礼文郡礼文町 (浜中・国立公園境界) 終点—北海道礼文郡礼文町 (西上泊)	江戸屋 浜中	公園利用上の幹線道路として整備する。	昭 49. 9. 20 告示
3	香深元地線	起点 - 北海道礼文郡礼文町 (香深・国立公園境界) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (元地・メノウ浜) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (元地・桃台猫台)	元地 新桃岩トンネル	香深から元地に至る公園利用上の幹線道路として整備する。	新規
4	利尻登山線	起点—北海道利尻郡利尻町 (富野・国立公園境界) 終点—北海道利尻郡利尻町 (見返台)	富野	公園利用上の幹線道路として整備する。	昭 49. 9. 20 告示
5	稚内天塩線	起点—北海道稚内市 (ルエラン・国立公園境界) 終点—北海道稚内市 (抜海・国立公園境界) 起点—北海道稚内市 (抜海・国立公園境界) 終点—北海道天塩郡幌延町 (浜里・国立公園境界)	抜海 稚咲内 浜里	公園利用上の幹線道路として整備する。	平 15. 8. 20 告示
6	円山稚咲内線	起点—北海道天塩郡豊富町 (稚咲内・車道分岐点) 終点—北海道天塩郡豊富町 (西豊富・国立公園境界) 起点—北海道天塩郡豊富町 (西豊富・国立公園境界) 終点—北海道天塩郡豊富町 (西豊富・国立公園境界)	西豊富	公園利用上の幹線道路として整備する。	昭 49. 9. 20 告示
7	パンケ沼線	起点—北海道天塩郡幌延町 (下沼・国立公園境界) 終点—北海道天塩郡幌延町 (下沼・パンケ沼)	下沼	公園利用上の幹線道路として整備する。	昭 49. 9. 20 告示
8	下サロベツ原野線	起点—北海道天塩郡幌延町 (浜里・国立公園境界) 終点—北海道天塩郡幌延町 (下沼・国立公園境界)	音類	公園利用上の幹線道路として整備する。	昭 49. 9. 20 告示
9	姫沼線	起点—北海道利尻郡利尻富士町 (湾内・国立公園境界) 終点—北海道利尻郡利尻富士町 (姫沼)	姫沼	姫沼への到達道路として、利用実態に合わせて整備する。	平 15. 8. 20 告示
10	鴛泊利尻北麓線	起点—北海道利尻郡利尻富士町 (鴛泊・国立公園境界) 終点—北海道利尻郡利尻富士町 (利尻北麓野営場)	北麓野営場	北麓野営場や鴛泊登山道への到達道路として利用実態に合わせて整備する。	平 15. 8. 20 告示
11	桃岩登山線	起点 - 北海道礼文郡礼文町 (香深・国立公園境界) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (旧桃岩トンネル前) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (桃岩展望台入口)	桃岩登山口 桃岩展望台入口	香深元地線の分岐から旧桃岩トンネル入口 (桃岩登山口) までの旧道及び桃岩展望台入口までの道路を公園利用上の幹線道路として整備する。	新規

b 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 18 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	礼文島縦断線	起点 - 北海道礼文郡礼文町 (スコトン) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (西上泊) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (浜中・国立公園境界) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (香深井・国立公園境界) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (礼文滝) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (元地) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (礼香寺・国立公園境界) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (知床・国立公園境界)	ゴロタ岬 江戸屋山道 鉄府 宇遠内 元地 桃岩	礼文島を縦断する歩道として整備する。	新規
2	久種湖周回線	起点 - 北海道礼文郡礼文町 (久種湖) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (久種湖)	久種湖	久種湖畔の探勝歩道として整備する。	新規
3	礼文岳登山線	起点 - 北海道礼文郡礼文町 (内路・国立公園境界) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (礼文岳山頂)	礼文岳	礼文岳への登山道として整備する。	平 15. 8. 20 告示
4	鴛泊登山線	起点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (利尻北麓) 起点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (旧道入口・国立公園境界) 終点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (利尻山山頂)	利尻山	旧道を含む鴛泊から利尻山への登山道として整備する。	新規
6	姫沼ポン山線	起点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (姫沼) 終点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (鴛泊・登山道合流点) 終点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (ポン山) 終点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (小ポン山)	姫沼 ポン山 小ポン山	姫沼からポン山・小ポン山間の探勝歩道として整備する。	新規
8	杓形登山線	起点 - 北海道利尻郡利尻町 (杓形・国立公園境界) 終点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (9合目上・杓形分岐)	利尻山	杓形登山口から利尻山杓形分岐への登山道として整備する。	新規
12	下サロベツ砂丘線	起点 - 北海道天塩郡幌延町 (音類・道々浜里下沼線) 終点 - 北海道天塩郡幌延町 (浜里・道々稚内天塩線)	浜里	自然観察等、自然との積極的なふれあいを図るため、砂丘林内の探勝歩道として整備する。	平 15. 8. 20 告示
13	北海道自然歩道線	起点 - 北海道稚内市 (ルエラン・国立公園境界) 終点 - 北海道稚内市 (抜海・国立公園境界) 起点 - 北海道稚内市 (抜海・国立公園境界) 終点 - 北海道天塩郡幌延町 (浜里・国立公園境界) 終点 - 北海道天塩郡豊富町 (円山・国立公園境界) 起点 - 北海道天塩郡豊富町 (円山・国立公園境界) 終点 - 北海道天塩郡豊富町 (円山・国立公園境界)	抜海 浜勇知 稚咲内 浜里	北海道自然歩道のうち、サロベツ原野を縦断する探勝歩道として、海岸や既存の自然歩道など各種の道路、利用拠点施設などの活用を図り、整備する。	平 15. 8. 20 告示

4 参考事項

(1) 過去の経緯

昭和 49 年 9 月 20 日環境庁告示第 57 号	公園区域の指定
昭和 49 年 9 月 20 日環境庁告示第 58 号	公園計画の決定
昭和 49 年 9 月 20 日環境庁告示第 59 号	特別地域の指定
昭和 49 年 9 月 20 日環境庁告示第 59 号	特別保護地区の指定
昭和 53 年 7 月 13 日環境庁告示第 39 号	公園計画の一部変更 (利用施設計画の追加)
昭和 63 年 5 月 18 日環境庁告示第 11 号	公園計画の一部変更 (利用施設計画の追加)

<第 1 次点検>

平成 15 年 8 月 20 日環境省告示第 80 号	公園区域の変更 (サロベツ地域の拡張)
平成 15 年 8 月 20 日環境省告示第 81 号	特別地域の変更 (サロベツ地域の拡張)
平成 15 年 8 月 20 日環境省告示第 82 号	特別保護地区の変更 (サロベツ地域の拡張)
平成 15 年 8 月 20 日環境省告示第 83 号	公園計画の変更 (区域変更・自然再生施設の追加等)